平成２７年（フ）第８２号
相模原市緑区城山３丁目１番37号　エニーハイム103
債務者　塚口　幸夫
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１３４号
神奈川県座間市相模が丘２丁目40番11号
債務者　飯山　佳子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１３５号
相模原市南区相南４丁目13番10号　パールイリエ101
債務者　河上智加子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１３７号
相模原市中央区矢部２丁目５番４号　エステートピア小鳩Ⅰ102
債務者　木澤　汐美
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２９号
新潟県三条市西本成寺１丁目19番３号　ドリームハイツＢ棟202号室
債務者　長谷川芽里子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第３６１号
愛知県小牧市中央５丁目321番地２　オーブリーハウスＴ１―202号
債務者　寺前　沙紀
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６３号
京都市下京区黒門通綾小路下る塩屋町182番地　朝日プラザ四条大宮409号
債務者　西田　勝弘
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３５０号
京都市南区東九条東山王町17番地
債務者　豊田九三郎こと　趙　　在九
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３８２号
京都市中京区西ノ京左馬寮町６番地15　京都参番館205号
債務者　松本　康彦
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３８６号
京都市伏見区羽束師鴨川町79番地１　リジェール鴨川508号
債務者　奥村　弘美
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４０３号
京都市伏見区醍醐西大路町１番地１　醍醐東市営住宅６―404
債務者　萬田　静代
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２５４号
大阪府柏原市国分本町７丁目２番２号
債務者　大石　真知
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２６２号
堺市中区新家町547番地３　ヒルズ白鷺102号
債務者　笠原　　勲
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３４３号
堺市東区高松122番地　大阪府営高松団地12棟403号
債務者　槇田　智美
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２３３号
高知市鷹匠町１丁目１番16号
債務者　森下　淳子
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６１号
北海道登別市幌別町８丁目14番地５　幌別東団地76Ｒ３―205
債務者　坂本　操子
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第８６号
北海道帯広市西10条北３丁目１番地７　大忠ハイツ２―201
債務者　小林　春雄
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係